

## 平成 17 年度第 3 回 浜松市行財政改革推進審議会 会議録

日時	平成 17 年 10 月 2 日 (日) 9 : 15 ~ 12 : 15
会場	浜松商工会議所 1 階 マイカホール
出席者	鈴木修会長、伊藤修二委員、秋山雅弘委員、有高芳章委員、井ノ口泰三委員、辻琢也委員、中山正邦委員
欠席者	樋口満委員、山口祐子委員
傍聴者	112 名
報道関係者	朝日新聞、静岡新聞、中日新聞、産経新聞、テレビはままつ、テレビ静岡、時事通信社、NHK、SBS、日経新聞、毎日新聞、読売新聞
浜松市	鈴木市民生活部長、中津川市民生活部次長、鷹野国保年金課長、藤田保健福祉部長、杉山保健福祉部次長、伊熊農林水産部長、中田農林水産部次長
事務局	小楠事務局長、松浦、金原、花井、山名、竹内、辻村

### 《会議の概要》

1. 第 3 回目の審議会として、鈴木会長からのあいさつがなされた。
2. 市民生活部、保健福祉部及び農林水産部から、特別会計について説明がなされ、委員による質疑、意見交換等がなされた。
3. その他

### 《会議次第》

1. 開 会
2. 議 事  
特別会計について
3. 閉 会

### 《会議の経過》

- 1 開 会

## 事務局

定刻になりましたので、ただ今から、第3回浜松市行財政改革推進審議会を執り行います。

本日は、樋口委員、山口委員が欠席でございますので、7名の委員で開催いたします。

本日は「特別会計」について市民生活部、保健福祉部及び農林水産部から説明をいただき、委員による審議、質疑応答を行ってまいります。

なお、審議会開催にあたっては、原則公開で行うこととしており、本日、既にご入場いただいている傍聴者につきまして、当審議会傍聴規程に基づきご入場いただいておりますことを申し添えます。

それでは、議事に移りたいと思います。これより議事の進行は鈴木会長が議長となり、会議運営を行っていただきます。

それでは、鈴木会長、よろしくお願いいたします。

## 会長

皆様、おはようございます。ご承知のように各部には、一般会計とは別に、特別会計というものがあります。今日はそれぞれ三つの部から特別会計を中心に審議をしていただくようお願いいたします。それでは、浜松市市民生活部からご説明をお願いいたします。

## 2 議 事

### 特別会計について

浜松市鈴木市民生活部長から、国民健康保険事業と老人医療保健事業について説明。その後、質疑応答。

## 会長

市民生活部長の説明が終わりました。これより質疑に移ります。各委員から質疑をお願いします。

## 井ノ口委員

私が市議会議員をしていた当時から、国保の会計はこのようだったと記憶しておりますが、特に改善の兆しが見られないと思います。滞納繰越額がトータルで37億円、一般会計の繰入金も25億円ということで、地方交付税で賄っているものを除いても11億円と、大変な金額を繰り入れて

います。この制度がある以上は、このかたちで推移していくと推測されますが、当局では、国の制度のあり方等、根本的な問題として捉えて、国や県に意見をしていく考えはありますか。

市民生活部長

ご指摘のように国保の財政状況の背景には、低所得者や高齢者などを多く抱えているという構造的な問題があります。保険者の当事者として、負担の公平性を確保するため、滞納額の縮減や収納率の向上に向けて、収納対策の強化を図っておりますが、なかなか改善が見られない状況にあります。国保制度の根本的な問題については、国において保険医療制度を一元化しなければ、根本的な解決は見られないのではないかと考えています。そこで、今年4月に行われた全国市長会のアピールのなかでも、国に対し、医療制度の一元化に向けた要望を行い、その一元化を図るまでの間は、各医療保険制度間で、所得や年齢構成などを要因とした財政を調整するしくみを国が作るべきだというアピールを行いました。

井ノ口委員

先の衆議院議員選挙で自民党が大勝したことから、この期を捉えて、国保の問題も含めて様々な制度改革を行う必要があると思います。この時期を逸すると、またできなくなると噂をする人もおります。そういう意味で、全国市長会や全国知事会などの公的な場で、首長として真剣にこの問題を提案していただき、抜本的な改正に向けて、国に集約化した改正案を作ってもらわない限り、100年経っても変わらないだろうと思います。当局、市長さんをはじめ、皆様にぜひ督励をしていただきたいことを要望いたします。

会長

一般会計からの繰入金の項目は、それぞれの収支が合わないから一般会計から補填するということですね。つまり、足りないから補填するわけであり、繰入と言われると錯覚を起こしてしまう。別添資料2のなかで、国民健康保険へ一般会計から25億円繰り入れているということは、やりくりがつかないから一般会計から補填をしているということですね。そうすると、国民健康保険事業に25億円、その財源不足への対応が11億円、また7ページの老人保険医療事業で23億円の一般会計繰入金がありますが、トータルとして一般会計から繰り入れているのは総額いくらですか。

市民生活部長

国保は25億円、老人医療は23億円です。この老人保険医療事業の一

般会計繰入金については、赤字補填ということではなく、それぞれの保険者がお互いに持ち寄って財源を確保するもので、市の負担分であります。つまり、これには国も県も負担するということなので、赤字補填とは性質が違うものです。

会長

滞納の問題について、所得構成別の資料がありますが、先ほど滞納者のなかには低所得者が多いとの説明がありましたが、低所得者という定義はどれくらいの所得までと考えていらっしゃるのですか。

市民生活部長

明確な基準はないと思いますが、個人的には200万円以下の方々だと思っております。

会長

そうすると、約25%は低所得者といえないことになります。仮に、所得が100万円を超える所得の方まで含めると、約45%になります。所得のない方が38.87%いますが、皆が低所得と表現されると、理論よりも感情論が先になり、滞納も仕方がないと考えてしまう。しかし、このように分析すると、45%は100万円以上の所得がある人なのです。無所得の人をどうするかという論議は別にして、福祉の問題については、所得のことを考えて論議しないといけないと思います。低所得だから気の毒だという議論をしていると、いつまでも改善できないと思います。

また、滞納している人には、4ヶ月の期間で短期被保険証を交付しているということですが、これは、無所得の人に対しても、500万円以上の所得者に対しても一律であり、そういう点の改善策を考えていただきたい。無所得の人にも4ヶ月、500万円所得がある人も4ヶ月ということでは改善策にはならないと思います。これは全国的な問題で、浜松市固有の問題でないことは理解していますが、そこでアイデアを出していく必要があると思います。現在もいろいろな対策を行っているということですが、夜間や日曜日の納付相談などは、件数を見ると、残業手当のほうが高くなるのではないかと。管理職であれば残業手当は関係ありませんが、このように費用と効果を考えて改善策を抜本的に考えていただく必要があるのではないのでしょうか。

次に、中核市、政令指定都市及び旧12市町村の収納率の資料を見ると、歴然としているのは人口が多いところほど滞納額が多い。中核市や政令指定都市のなかで浜松市のデータは、現年度分、滞納繰越分の合計で、政令

指定都市では3番目、中核市では34市中11番(現年度分では21番)。人口の多い順に多くなっていることは事実だと思います。そして、旧12市町村を見ると、一番人口の少ない龍山村が、100%です。一番人口が少なくても100%というのは素晴らしいです。しかし浜松、浜北の収納率は一気に落ちます。政令指定都市のなかでどうか、中核市のなかでどうかという考え方ではなく、市によって1人当たりの所得も違い、その点で浜松市は比較的恵まれていると思いますから、そういう意味で、収納率をどう上げていくかということをやらなければいけないと思います。これを見ると、国保に対して、「浜松しっかりしてくれ」と、他の旧市町村は怒ります。そういう思いを寄せた対応策を立てることが必要だと思います。全国的な問題ではありますが、小手先ではだめということをおし上げておきたいと思います。

#### 伊藤委員

国保加入者が全世帯数に対して46%あり、一方で国保と企業の社会保険、健保組合などに二重に加入している場合もあるようですが、逆にそのどちらにも加入していない人、このデータから落ちてしまっている人はいるのですか。滞納ではなく、登録していない人を掴むのは非常に難しいと思いますが、いかがですか。先日、NHKで、実際には払ってもらわないといけない人が、他に何百万世帯いましたという話がありました。トータルしたら、滞納者とは違う数が出ました。そういう人はいないと考えていいのでしょうか。

#### 国保年金課長

国保に加入していただく方は浜松市内に住所を有する方が原則となっています。ただし、他の社会保険等に参加されている方は国保に参加していただく必要はありません。したがって、会社に就職して社会保険に参加していた方が退職した場合は、その時点で国保への加入手続きをしてもらうこととなります。しかし、なかにはその手続きを怠っている方も見受けられます。

#### 秋山委員

非常にわかりにくいいため質問したいのですが、別添資料2に加入率というデータがありますが、この加入率というのが本来国保に加入しなければいけない人のなかで、加入している人という意味なののでしょうか。加入率の母数は、本来、加入しなければいけない人、つまり浜松市に住所を持つ人のなかで、他の保険に参加している人を除いた人、加入すべき人を母数

にして、実際に加入している人という意味なのでしょうか。分母の確認をしたいのですが。

国保年金課長

資料にある加入率は、浜松市における世帯数、人口に対して、国保に加入されている世帯数です。

秋山委員

そうすると、何%にすれば良いのかがわからない。分母が加入すべき人で、分子が加入している人だとすれば、100%を目指す話になりますが、この加入率を見ても、これが多いのか少ないのか、良いのか悪いのかがわからない。100%を目指すのであれば、あとどれくらい加入してもらべきかがわからない。目標にもならない数字を見せられていると思うのですが、それについてどうお考えでしょうか。

国保年金課長

他の保険に加入していて、そこから脱退された方は、国保に加入していただくことが原則です。しかし、私どもの方では、その把握はしておりません。

秋山委員

対象をしっかりと捕捉しないで事業を行っているような感じがします。

辻委員

別の角度から三点ほどお聞きしたいのですが、問題になるのは市独自の金額になってくると思います。これは他市と比べた場合、大きいのか、小さいのか。

二点目は、保育料の改定とも関係すると思いますが、制度の本来趣旨から、保険料の改定によって見込むべきものが見込めないために、これだけの繰入金の額になっているのか、それとも、他の理由によりこれだけの額になっているのか。

三点目は、国の制度が非常に綿密に作られているため、単純に市で独自のことはできないと思いますが、以前、調べたときは、外国籍の人の取り扱いについては、市によって取り扱いが違っていたと思います。それに対して浜松市は、どのように対処しているのかお伺いしたいと思います。

市民生活部長

一点目の他市の一般会計からの繰入金はどうかという点ではありますが、市独自の繰入額は、低所得者に対する保険料の法定軽減の適用割合によ

って異なります。浜松市と同様の軽減割合が適用されている中核市における加入者1人あたりの平均繰入額は、平成15年度決算で申し上げますと、5,305円となっており、それに対して浜松市が2,347円でございます。また、浜松市と異なる軽減割合を適用している中核市の1人あたりの平均繰入額は3,291円であり、浜松市はいずれも平均値より少ない状況です。一般会計からの市の独自の繰入金については、他の保険料を払っている人からの税金を投入するということにもなりますので、慎重に財政当局とも調整しているところでございます。

二点目ですが、本来は国庫支出金あるいは保険料で財源を確保するのが原則ですが、ここ数年医療費が伸びていることもあり、その分を原則論では、被保険者の保険料を改定して充当するということになりませんが、そうすると被保険者の保険料の値上げによって過大な負担になるということもあり、できるだけ値上げ幅を抑えたいということで、一般会計から繰り入れをしているところでございます。

#### 国保年金課長

三点目の外国籍の人への対応ですが、外国人登録法に基づく登録者で、在留期間が1年以上の方については国保を適用いたします。

#### 秋山委員

これはNHK問題に近いような気がします。先ほどの払うべき人、加入すべき人のなかのパーセントがわからないという話ですと、加入している人が損をしているような気がします。加入して保険料を払っている人が負担して、加入していない人、保険料を払っていない人が存在するということは、非常に問題だと思います。加入率については、推定でもいいので、加入すべき人という分母を作ることが必要だと思います。加入すべき人に対して、加入している人が100%であれば、何の問題もありません。加入すべき人がわからない状態で、加入率と言われても判断できません。その次には、加入している人で、保険料を払っていない人が何%かという問題があります。払っていない人については、また別の問題があり、払っていない人に対するペナルティはあるのか。あるとは思いますが、そのペナルティが効いていないから払っていないのか。それに対して、市としては、そのペナルティを変更するなど、市の行財政に係る対応ができるのであれば、その方法をお答えいただきたいと思います。払った人が損をする状況、払っていない人が多数いるために保険料が高くなり、保険料が高いために、また払いにくい状況が起きているのではないかと思います。

また、夜間電話催告の件数が平成15年から平成16年で大きく減っています。この理由は何でしょうか。

市民生活部長

夜間電話催告の件数については、平成16年10月からオペレーターによる電話催告を導入しましたので、その分職員が電話をかける件数が減ったということでございます。

秋山委員

電話催告が目的ですから、市の職員が電話をかけても、オペレーターがかけても、電話をかけたのであれば、その件数がここに載ってくるべきだと思います。電話催告によって滞納を減らそうというお話であれば、オペレーターがかけたものも件数は件数ですから載るべきだと思います。そして、オペレーターを民間へ委託したのであれば、いくらの費用で行い、職員の人件費がいくら減ったのかということは、とても大事だと思います。この問題については、お金(保険料)を集めるという業務を市が行うのか、民間が行うのかという民営化の問題があります。

また、これらの滞納対策について、効果のない取り組みにお金を費やしているのであれば、投資対効果をはっきり出すべきだと思います。電話催告の効果がないために、電話催告をやめた(減らした)ということであれば理解できるのですが、電話催告の効果があるのか、ないのか、わからないなかで、結局オペレーターによる電話催告を実施して、件数が減ったというだけの資料では、何を改善されたのかよくわかりません。

整理して答えていただけると幸いです。

市民生活部長

納付をしていない人へのペナルティが効いていないのではないかとこのお話がありましたが、特別な理由がなく、収入がありながら保険料を納めていただけない方については、差し押さえ等、法的な手段に訴えていきたいと思っております。また、滞納している方についてのペナルティとして、人間ドッグなどの保険事業について、保険料を完納していない方は受付をしないというような条件を設けています。

なお、電話催告オペレーターの効果については、手元に資料がございませんので、後日、文書でお答えいたします。

井ノ口委員

基金という制度があるが、国保会計の基金はいつ頃始まり、どのような歴史があり、現在の残高はどのくらいあるのでしょうか。また、積み立て



る原資はどこから出てくるのですか。

国保年金課長

現在残高は約9億円弱です。ただし、平成17年度においてはこの基金の一部を取り崩して、会計の財源不足の一端を担い、対応するという事になっていきます。基金については、災害や感染症等が発生した場合に、医療費の増加が想定されるため、その対応のために基金を設けています。ただし、保険料の改定等の緩和措置としても使えるよう通達により示されています。

なお、積み立ての原資については、国保会計に剰余金が発生した際に、基金に積み立てています。

井ノ口委員

国保は赤字ですから、剰余金は出ないのではないですか。

国保年金課長

平成16年度の決算で申し上げたように、単年度では11億円の黒字となっています。内容的には前年度の繰越金や一般会計からの市独自の繰入をした結果、単年度収支では黒字となっているものです。その結果、剰余金が生じれば基金として積み立てていくという考え方です。

中山委員

収納率の向上のために最も効果的なものは口座振替となっていますが、現在、この口座振替の推進にどのように取り組まれているのでしょうか。この利用率、現在の62%を70%にできれば、その分、職員の労力も減ると思います。ある程度の資金を投入してでも、積極的に口座振替を推進していくために、具体的な施策やお考えがあるのでしょうか。

国保年金課長

新たに国保に加入される際、申請等の手続きをしていただきますが、その方に対して口座振替の勧奨をしています。また、現在国保に加入していて、口座振替をされていない方については、納付相談、納付指導のなかで口座振替の勧奨を行っています。

中山委員

昨年までとは違い、今年、新たにどんな取り組みを行うのかについてお聞きしたい。保険料滞納額で、時効になったものは10億円あり、一般会計から市独自の繰入金も11億円あります。時効にならず、滞納の改善がなされて、収入できればこんないいことはないわけです。昨年よりも口座

振替利用率を増やすために、どんな取り組みがあるのかということをお聞きしたいということです。

会長

旧浜松市の世帯数が約23万世帯あり、国保には約10万5千世帯が加入している。そこで、全世帯で預金口座を持っていない世帯はあるのか調べていただきたい。全世帯が何らかの預金口座を持っているとするならば、現在の振替率は62%ですが、今後は、新規加入では口座振替しか受け付けないとして進めていけばよいのではないですか。おそらく23万世帯で預金口座がない世帯はないと思いますので、10万5千世帯が100%口座振替を利用すれば、口座振替率は95%ですから、これを細かく分析して取り組んでいくことが最も効率的ではないでしょうか。電話オペレーターによる催告などがありますが、この効果については明らかにされていません。我々が常識で考えて、電話で納めてくださいと言われても、実際には納付に結び付かないのではないのでしょうか。口座振替が最も効果があるのであれば、そこに全力を注ぐべきではないでしょうか。預金口座がない世帯はないと思います。無所得という方はわかりませんが、口座振替推進に向けた対応策について、中山委員から質問がありましたが、これに尽きると思います。

市民生活部長

ご指摘のとおり、口座振替による収納率は高いので、これが<sup>あまね</sup>遍く行き渡れば、収納率は飛躍的に伸びることが想像できます。現在の口座振替の取り組みを、今後どのように効果的に、また強化を図っていくかについて、検討していきたいと思います。

秋山委員

現時点で浜松市民の税金で、国民健康保険に関して税金から負担しているものがどれくらいあるのでしょうか。赤字の総額は25億円と考えてよろしいですか。

市民生活部長

25億円は一般会計からの繰入金でありまして、制度として、どこの市町村でも繰入をしているものが約14億円あります。市の判断で繰入しているものは11億円です。

秋山委員

しかし、それは赤字でなければ繰り入れする必要はないわけで、制度は

関係なく、赤字で繰り入れが25億円と考えたほうがいいのではないのでしょうか。黒字であれば、制度の補填も必要ないと思います。

市民生活部長

これは、法律などに基づいて、しくみとして一般会計から繰り入れをするものです。これについては、市の地方交付税のなかに参入されるもので、市民の税金から投入している部分は11億円です。

秋山委員

別添資料2では、歳入が多くて歳出が少ないという数字を見ると、黒字とってしまうのですが、歳入には一般会計からの繰入金等が入っていることから、黒字に見えているだけで、実際には歳出に対して歳入が少ないのが現実だと思います。その金額が25億円と判断すると、歳出に対して歳入がバランスをとるためには、25億円歳入を増やすか、25億円程度歳出を減らす以外ないわけですね。

市民生活部長

この歳入、歳出の収支で11億円の黒字になっていますが、繰入金を除けば赤字になります。繰入金の制度化分は別にして、一般会計の独自分だけを歳入から除いても赤字になります。したがって、一般会計の繰入金のなかで、市の独自分をどの程度圧縮できるかということが課題だと考えております。

秋山委員

市民生活部というのは、そこに対していろんな意味で努力されていると思うのですが、その努力の投資対効果がよく見えません。その理由は、数字がはっきりしていない、目標数字がはっきりしていない状態で、努力をされているのではないのでしょうか。そこで、数字を把握するためにも、加入率という言葉はおかしいのではないかと思います。このパーセントでは何の意味もないと思うのです。国民健康保険に入るべき人の数は、社会保険等に加入している人を引けばわかるわけですから、社会保険等に加入している数を何らかの方法で、類推値でも出した上で、加入率を出していただきたいと思います。そうすれば、国保未加入者が何%で、その人に対して、国保に加入していただくためのキャンペーンなどの話をすればいいと思います。

また、滞納率を0%に近づける方策として、口座振替をはじめ、できる限りの方法をとっていただきたいということがあります。そのなかに、例えばコンビニ収納を行ったり、口座振替については当初から必須にする、

また、口座振替をしていない人には、振替をしてもらうためのDM（ダイレクトメール）を送るなどの手立てがうまくできればいいと思います。

最後に、電話催告で電話をかけるのであれば、その電話をかける投資対効果をはっきりさせて、市の職員のマンパワーを、最も効果のある取り組みに投入していただけるような方法をとっていただきたいと思います。

市民生活部長

コンビニ収納は来年度からの実施に向けて検討中でございます。

また、国保加入率につきましては、社会保険等への加人者数を引けば、分母が出るというお話がありましたが、それについても調査をしていきたいと思います。

電話オペレーターの投資対効果につきましては、後日、資料を提出させていただきますたいと思います。

伊藤委員

少子高齢化のなかで、益々トータルのコストがかかってくると思います。これは国の医療制度の問題で、今までもやってきていると思いますが、これからもっとやっていかなければいけないことだろうと思います。個人の負担も増え、老人保健の拠出金もコストがかかってくると思います。そのなかで、相互扶助の精神ですから、不公平感が出ると滞納者が増える危険性があります。所得の多い方の滞納と同時に、時効になった方との仕分けをしているのでしょうか。滞納して2年間の人と時効で請求権もなくなった人との仕分けがあるのか、滞納が2年あって、3年分くらいまで時効でなくなってしまった人と一緒の扱いになっているのかどうか。ペナルティがどんなかたちになっているのでしょうか。払わない人にもいろいろな理由があるのかもしれませんが、この仕分けをしっかりとしなければ、払わなかった人がそのまま済んでしまうということになってしまいます。払わないままでは済まないというペナルティなどのしくみが必要であり、それと同時にいかに接触して、払っていただくかという両面だと思います。

時効成立してしまった人と、時効前の2年以内の滞納者との仕分けはされているのでしょうか。

市民生活部長

時効に至るまでにはいろいろなケースがあるわけですが、滞納者と時効で落ちていく人の仕分けは特別ございません。

伊藤委員

そうすると、ある方の滞納が2年間あり、時効になったものを合わせる

と5年間分あったという場合、そういったデータの管理はされているということですか。

市民生活部長

滞納額については、その年度の滞納額が発生しますし、前年度からの繰り越しの滞納額のなかには、不能欠損で落ちていく部分もあります。また、前年度から繰り越しになった滞納額で徴収できた金額もございます。

伊藤委員

時効の金額の中身を、所得別にデータがあるとわかりやすいと思います。500万円強の所得の方で滞納されているのが868世帯ありますが、その中には、ずっと払わずにいて、すでに時効にもなっているような方がいるのかというデータがあるとわかりやすいし、そういう方がいるのであれば、厳しくしていくことも必要ではないでしょうか。

市民生活部長

時効の所得別内訳はございません。所得のある方についてはもっと強力に督促をすべきというご趣旨だと思いますが、私どもは所得の多い、少ないに関わらず滞納圧縮のために同じような改善策で相手と接触しております。所得の高い方の滞納については、被保険者の管理者の方からも、そういう状況については受け入れ難いということだろうと思いますし、私どもも放置していいとは思っておりませんので、収入のある方については、きちんと納めていただくよう、強力に取り組んでいきたいと思っております。

会長

部長さんは今までの議論を踏まえて、資料の提供をお願いします。

市民生活部として、国保の全般に対する改善策、特に滞納に対する改善策を出していただきたい。文章に書くと「今後も慎重に対応しつつ、なるべく時効にならないように、なるべく滞納が少なくなるように鋭意努力をする所存でございます」ということになるため、具体策を示してほしい。低所得者というけれど、500万円の収入の人もいるのであれば、やはり今の対応策では対応になっていないと考えるべきだと思います。抜本的な対策に取り組んでいくことが、それが市民としての権利と義務ではないでしょうか。対応策をきちんと出してください。

また、市民生活部の特別会計ではなく、一般の所管の問題で一番大きなものとして、窓口サービスがあります。サービスセンターを充実しないと、地域自治センター、区役所、本庁と4段階に区分けをするということでは

何の意味もありません。市民サービスセンターで全部済むということにしなければいけないと思います。市の地域自治センターや区役所へ行かなくてもいいように、サービスセンターで全てが解決できる方策を思い切ってやっていただかないといけないと思います。

さらに、斎場会館や火葬業務の問題も、民に任せの方がいいものもあると思います。その対応策も出して、市民生活部全体のヒヤリングの時にはその資料も出していただきたいと思います。それでは、市民生活部については終了といたします。

#### 事務局

次に、保健福祉部長から母子寡婦福祉資金貸付事業と介護保険事業についてご説明をお願いします。

浜松市藤田保健福祉部長から、母子寡婦福祉資金貸付事業と介護保険事業について説明。その後、質疑応答。

#### 会長

保健福祉部長の説明が終わりました。これより質疑に移ります。各委員から質疑をお願いします。

#### 有高委員

こちらも国民健康保険と同様に滞納が大きな問題だと思います。特別徴収は効果があるということですが、滞納されている方のうち、年金受給者の割合はどれくらいですか。また、時効も実際に起きているのでしょうか。時効の金額が過年度分を含めてどれくらいあるのでしょうか。

#### 保健福祉部長

時効は2年となっています。また、時効金額の平成12年度からの計は34,412,189円となっております。年金受給者の滞納者数、割合は手持ちの資料がございませんので、後日提出させていただきます。

#### 井ノ口委員

介護保険が国保に似てくるという指摘がありましたが、介護保険が厳しさを増していることは数字の上でも出ていることだと思います。私が思う

に、誰でも老いるわけですから、保険料を納めるこの設定が40歳からというのは不合理だと思います。ただ、今から20歳の人から徴収することは大変だと思います。こういった面でも年齢についてはこの時期に検討してもらえよう当局から国に要望していただきたいと思います。「入るを量りて出<sup>い</sup>ざるを為す」という財政運営の原則に立っていえば、被保険者の年齢を下げるというのは今日的な要望だと思います。その原因は、例えば新型の特養（特別養護老人ホーム）に入るとすれば、年寄りが1人で1部屋を使う。いわゆる新型の老人ホームはそういうかたちでないと交付金がもらえないということで、やむを得ずやっているわけです。そうすると、特養に入るためにホテル料金、専門用語でいうとホテルコストを払わないといけない。つまり家賃に当たる3万円～4万円を必要とするのです。従前の老人ホームであれば、1部屋に3人～4人で入っていますから非常に安かったものが、余分な負担になってきます。それは、これからの入居者の家族の負担となり、払えなくなれば滞納ということに派生をしていくことも考えられ、介護保険制度上の問題も起こっています。

また、所得のない方が倒れられて措置され、施設に入所した場合に、市が補助金を出すこととなりますが、老人ホームに対しては、その人に何割かを減免し、サービスでやりなさいという命令があります。先日私に相談があった方で、お金がないから老人ホームの部屋が空いているにもかかわらず断られたという事が発生して、制度上問題があると思いました。様々な問題が現場で起きていることを考えますと、これからの介護保険の支払いの増は避けて通れない。第二の国民健康保険会計にならないように、今のうちから制度の問題を洗い出していきたいと思います。市の仕事ではないですが、自民党が大勝した勢いに乗ってもう一度精査して、円満な運営ができるようなかたちを国に要望してほしいと思います。

#### 保健福祉部長

これは国の制度ですので、国でも検討しております。今年10月からは住居費、食費については自己負担制度が導入されました。また、来年度からは予防給付に軸足を置く制度改正も予定されています。

#### 中山委員

浜松市の高齢化比率は17.83%となっていますが、合併により龍山村42%、水窪40%、佐久間町44%と高齢化率が非常に高いです。高齢化率が高いからといって、皆さんが介護を受けるとは限りませんが、平均すると平成17年4月で、17.83%から19.20%になります。し

たがって、今後、財源的に負担が多くなると心配するのですが、今後の見通しは出ているのでしょうか。

#### 保健福祉部長

介護給付費については、本年度が新たな事業計画を作る年度でございますので、現在、介護サービスの給付費の状況を把握している段階でございます。今の段階では介護給付費についてはお示しできないのですが、高齢化の状況は、前回の審議会のなかで山口委員から資料要求がございました。合併旧市町村別の65歳以上の人口推移については、平成12年度の13万3,829人に対して、平成17年度では15万5,976人となり、平成20年度の見込みでは17万2,044人となります。平成12年度から平成20年で3万6,375人増となり、平成17年度から平成20年でも、1万4,228人増の見込みとなります。高齢化率の状況は、平成12年度の旧浜松市では15.5%、平成17年度では新市全体で19.2%となり、平成20年度では20.7%と見込まれます。特に北遠地区での高齢化率が高くなっております。これは高齢者人口の推移ということで、この人数に対して介護保健の事業が執行されるということでございます。

#### 秋山委員

別添資料2の1の要介護認定者数は平成12年度が約8,000人、平成17年度が約1万5,000人。その方たちに関わる費用、保険給付費等諸費が平成12年度132億円、平成17年度282億円。1人当たりの費用で見ると、平成12年度が172万円、平成17年度188万円になると思います。平成17年度で1,5000人に要介護認定が出ているということは、60万都市と考えると40人に1人となる。高齢化率で平成20年度に5人に1人の割合が65歳以上の高齢になると考えると、今40人に1人に対して手当てをしているものが、平成20年度など先を見たときに、1人に対しての支える人数が減る。1人当たりの費用が平成12年から17年で約10%増えていることを考えると、対象の人数が増えて、1人当たりの費用が増えてくれば、将来的に多額な費用が必要になると思います。これは新しい公共事業とも言えるのではないのでしょうか。介護という事業が、新しい土木工事のように、そこに参入していくと、国、県、市からお金が出てくるということで、ビジネスになりすぎてないかというところを心配しています。実際に間近に見られている方のお立場で、新しい公共事業になっている兆しはないだろうか、もしそれがあれば、何らかの手を打たれているのかについてお聞きしたいと思います。



す。

#### 保健福祉部長

今後の高齢化人口の増、介護給付サービスの受給者が増えることについては、その通りだと思います。国でも保険制度ということで、税金で賄う部分もありますが、被保険者自身の保険料を財源としている制度でありますので、経費がかかれば財源も必要となり、介護保険料も上がるのが考えられます。法改正によって、介護給付ではなく、なるべく予防に軸足を置いて、介護保険給付を受けない老人を多くしていこうというねらいで、制度も改正されました。介護に係る経費が増えることは間違いありませんが、事業者の参入についてはある程度制限されると思います。

#### 秋山委員

本日、山口委員は欠席ですが、いらっしゃれば必ず言うと思ったことは、1人当たりにかかる費用が増えている、サービスが増えているのかもしれませんが、そのサービスにかかる経費の中身をもう少し教えていただきたいと思います。そのなかで、人件費コストの高い方が介護の中に入っていて人件費負担が大きいのではないかという不安を持っています。平成12年から17年で1人当たりの介護費用が上がっている状況はよくないと思います。例えば、NPOやボランティアが参加することによって、介護の費用を、今の時点から1人当たりのコストを下げ、同じサービス、またはそれ以上のサービスをできるようなことを考えていただけたらいいのではないのでしょうか。NPOなどが介護のなかで役目が増えてくれば、介護がビジネスマターではなく、もう少し社会的な活動になるのではないかと思います。

#### 井ノ口委員

先日、まちづくりセンターでNPOの「たねからみのり」の制度で、NPOでどんな仕事ができるのかという検討会がありました。福祉の分野でNPOの真面目な団体がたくさんありますので、福祉サービスの一部を担ってもらい、市民協働を進めていくということを行政経営課で研究していますので、福祉サイドでもNPOの活用の問題について検討してもらいたいと思います。

#### 保健福祉部長

資料1の7ページをご覧ください。先日、ご指摘がございまして地区社会福祉協議会についてまとめました。この地区社会福祉協議会は地元の皆さんで、生活に身近な課題についてこの地区社協で取り組んでいただき、

住民主体の福祉活動を推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまちづくりを目指していくために、浜松市社協と浜松市が、地区社会福祉協議会の設立を進めております。位置付けとしては、地域住民の自主的な組織ということで、浜松市社協の下部組織ではありませんが、現在23地区で設置をされています。構成メンバーは自治会、民生委員、地域ボランティアの皆さまです。主な事業としては、ふれあい交流、ボランティアの育成、在宅支援として配食サービス、家庭支援サービスなども地区社協の方が中心となってやっけていただいております。これら地区社協の協力を得ながら、各地域において取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

#### 秋山委員

地区社会福祉協議会にも税金が投入されているのですか。

#### 保健福祉部長

資料1の8ページの地区社協の財源として示しております。市の補助金としては、活動促進事業費補助金があり、市の社協からも、各地区社協の規模、活動状況によって運営費、活動費、促進事業費補助金があります。各地区では会員の会費や自治会の協力費、資源物回収収益費などの財源により、ボランティア的に取り組んでいただいている状況もございます。

#### 秋山委員

そこは安心しました。前回の衆議院選挙で新党日本の田中康夫さんが、今の福祉では、民間の建物を使うと補助金が出ないが、建物を作れば補助金が出るという制度はおかしいのではないかと発言されておりました。そういう意味で、平成17年度で1人当たり188万円の介護費用について、その中身が人件費なのか、設備なのか、建物なのかが気になります。また、在宅で介護した方が、効率が良いと思うのですが、もし補助金の出方や資金の出方が、設備を作ったり施設を作ったりすると補助金が出るようなしくみであれば、施設に多くお金が流れているのではないのでしょうか。在宅介護と施設介護について、それぞれ1人当たりいくらお金がかかっていて、それを今後、保健福祉部長として、どういう方向に持っていきたいかについて、教えていただきたいと思います。

#### 保健福祉部次長

現状では居宅サービスを利用しているのが7割、施設利用が3割です。この3割の施設利用者が、給付費の55%を利用しています。給付費について、人件費などの内訳は現在詳細がありませんが、介護報酬のなかで、国が示したサービスに対する報酬が決められています。人件費、物件費な

ど全てを含めた介護報酬単価があり、その結果として今の給付費という状況になっています。3割の施設利用者が55%の給付費を利用している現状で、介護保険制度の趣旨としては在宅介護を重視したしくみではありますが、現状としては施設利用に経費を要している状況がございます。この5年間で給付費が大幅に伸びてきた要因の一つとしては、施設サービス志向があり、それに係る給付費が伸びてきたということが新たに見えてきた問題です。今回の介護保険制度改革のなかでは、それらも含めてホテルコストを見直し、介護予防を重視する方向へ変えようとしています。したがって、市としても制度の流れのなかで、今後は介護予防、給付費の抑制を目指していかなければいけないと考えております。

#### 秋山委員

国の保険制度に問題があるということだと思います。施設介護利用に給付費の比率が高まっているのは、法律、ルールの問題からそういう傾向が出ていて、それを是正しなければいけないということだと思うのですが、浜松市や市議会、市の行政活動のなかで、この点をコントロールできるような方法がないのでしょうか。法律が変わらないとどうすることもできないのか、法律が変わらなくても浜松市議会が協力してくれればできるような、今の1人当たりの費用が増えつつある傾向を抑えるために、何か案があれば教えていただきたいと思います。国の法律が変わらなければ何もできないといわれてしまうと、そこで話は終わってしまうのですが、本当にそれしか方法がないのであればしょうがないと思います。

#### 保健福祉部長

国の制度であり、市独自としては難しいと思います。ただ、概算で申し上げますと、特別養護老人ホームは常時介護を要する施設であります。ここに1人1日当たり約1万円かかります。月30万円、1年間で360万円の介護給付費が必要となります。これを在宅で介護していただければ、ここまではかからないと思います。しかし、施設の要望も市民からは強く、特養を待っている方もいらっしゃいます。このバランスを保つのが課題だと思っております。それを抑えることは、国の法律に基づくことであり難しいのですが、ある程度は、施設の建設についてはセーブをしています。

#### 会長

今の話は率直に言うと、問題はコストということだと思います。在宅介護の方がコストは安く70対30の割合であるが、費用は施設が55%使っているということです。国の制度ではありますが、市として、行政指導

の立場としてどちらを選んでいくのかということをしっかりしてもらいたい。私も介護保険の問題は第2の公共事業になっていくのではないかと考えています。この伸び率からすると大変なお金が必要になってきます。老人ホームはいろいろ出来ていますが、事業者はあまり増えていない状況から、偏った事業者になってきているのではないかと思います。施設の問題については、合理化を図っていく考え方を持つべきではないでしょうか。皆さんも当事者として考えていると思いますが、あまり介護の問題にタッチしたくないと思っているのではないのでしょうか。しかし、メスを入れるべきところは入れていかないとはいけません。

また、母子寡婦福祉資金貸付では13種類の貸付金がありますが、滞納額は1件1万円ほどの滞納があります。これらの滞納も当然取り組まなければいけません。国保の滞納などを見ると、どこを重点的に取り組んでいくべきなのでしょう。市税も滞納、福祉も滞納ということであれば、市の縦割り行政のなかで、どこも同じ問題を抱えているなかで、何を重点的に取り組んでいくのかについて十分考えなければいけないと思います。縦割り行政のなかで、縦割りのままで本当にいいのか。母子寡婦福祉資金貸付も13種類も細分化しなくてもいいのではないかという気もします。中身はよく知りませんが、滞納が平均1万円というなかで、もう少しやり方があるのではないだろうかと思います。

介護の問題は非常に金額が大きくなってきますから、内容を今から見極めて、市としてどうあるべきか考えてほしいと思います。中央(国)の法律だからという理由をよく聞きますが、それが隠れ蓑になって、こうあるべきという事が出てこない場合があると思います。現在の、国全体の民営化のなかで、言うべきことは言うていくことが必要だと思います。今日も報道21でいろいろ議論していましたが、当事者の問題を中央(国)を理由に隠れ蓑に使わないで、こうあるべきというものを通してほしいと思います。それが全国から声となって出てくれば、中央(国)も直していくと思います。今が一番いいチャンスです。是非そういうビジョンを持ってください。

#### 辻委員

お伺いしたいのですが、介護保険の特別会計または一般会計のなかで、保険料を減免しているのか、していないのか、減免しているのであれば、どの程度の額を減免しているのでしょうか。

また、制度移行から5年ほど経ち、当初移行する際に、それまでの現物給付など、市単独で上乗せしたものがあれば、その取り扱いは、今、なく

なっているのかどうかをお聞きしたいと思います。

最後に、新ゴールドプランで予測した要介護認定者数と現状値について、予測と実績値が乖離しているのでしょうか。高齢者100人くらいで見たベッド数、在宅福祉サービスの利用実績が他市と比べてどういう水準にあるのかについて教えていただきたいと思います。

#### 保健福祉部長

一般会計から繰入金を出して減免していることはありません。介護保険料のなかで減免をしています。

介護保険制度導入前の制度で、引き続き給付しているようなものについては、基本的にはありません。

計画と実績の比較については手持ちに資料がありませんので、後日回答いたします。

#### 会長

保健福祉部としては、これ以外に保育所の問題があります。市立保育園を今後どうしていくのかという将来計画や、高齢者対策、ホームレス対策などもありますから、これらの問題についても毅然たる姿勢を貫いていくことをバックボーンにして、いろんな政策を出していただきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

#### 事務局

続きまして、農林水産部長から、と畜場市場事業、中央卸売市場事業及び農業集落排水事業についてご説明をお願いします。

浜松市伊熊農林水産部長から、と畜場市場事業、中央卸売市場事業及び農業集落排水事業について説明。その後、質疑応答。

#### 会長

農林水産部長の説明が終わりました。特別会計での始めは、と畜場、中央卸売市場、農業集落排水事業とありましたが、各委員よりご意見をお願いいたします。

会長

耐震ということで、昭和58年3月に全面改築していますが、今の建築法は昭和56年以降であり、区役所等の費用を見ると国の基準で建設されているようですが、20年も経過すると、老朽化してきますか。

農林水産部長

その当時の建築の基準と現在の基準が変わってきていますので、耐震の基礎がそもそも変わっております。また、本体と同様に連動した設備になっているため、それも併せて改修しないと市場としての機能を十分行使できないという側面もあります。

会長

市の設計で建設した施設は立派にできているからいいと思っても、案外22～23年で駄目になるという結論ではないでしょうか。

全般的に全て（取扱高）が減少傾向にありますから、5年くらい先を見越していくことが必要ではないかと思えます。人件費を減らすことも重要ですが、どの程度の規模としていくかなど、基本を5年から10年を想定して見直すことをやってもらいたい。設備ですから稼働率を含めて考え、少なくとも5年、長くて10年くらいの計画を立てることが必要ではないでしょうか。

それから公債費は昔の利率で借りているので、非常に高いものがあるということですね。

農業集落排水事業についての質問ですが、農村集落から排出される生活排水・し尿を公共下水道と同様に汚水処理する、とありますが、これは農林水産部ではなく上下水道部でやっているのではないですか。

農林水産部長

公共下水道は国土交通省所管の公共下水道として取り扱っていますが、公共下水道の処理区域に入れない、またある程度の効率性を考えた場合に、その中で処理すべきではないという区域、農村を中心に農林省所管の農村環境の改善も含めて下水の処理をする制度があり、この制度に基づき、下水の処理をしているものです。

会長

縦割りが出てきた問題であると思いますが、委託はできるのではないですか。国の制度として二つに分かれ重複しているが、市が受けたときは、それを委託事業として一本化することができないのですか。

農林水産部次長

それを上下水道部で一括処理をするかたちで、今回の合併に際して処理をいたしました。

井ノ口委員

資料2の5ページに卸売委託手数料の自由化の時期に合わせてと書いてありますが、この自由化は間近なものなのか、将来的なものなのでしょうか。

また、それに伴って指定管理者を段階的に、とありますが、指定管理者はまさに行革の目玉であり、このリンクは早急にできるのか、先が長いのか、いかがでしょうか。

農林水産部長

手数料の自由化はある程度制限されていますが、平成21年を予定しております。その段階までには検討したいと思っております。

市場については、施設管理の側面と市場開設者として権限の行使の両面がございます。施設管理については農水省からも指定管理者への移行についての考え方が示されていますが、施設管理の側面と開設者の権限を二重に行うのは非効率であり、できる限り指定管理者に業務を任せるかたちの指定管理が好ましいと考えていますので、もう少し検討して、平成21年度より少しでも早く実施していきたいと思っています。

伊藤委員

集落排水事業の下水道ですが、前回の審議会で、下水道の旧市町村の普及率の統計がありましたが、そのなかにはこれは入っていないわけですね。例えば天竜市が非常に低かったのですが、全くちがう統計なのですか。

農林水産部長

私が所管している部分ではないため、はっきりしませんが、入っていないと考えています。いわゆる公共下水道ではございません。

伊藤委員

このように縦割りで違う所が出てきてしまうと、非常に間違ってしまうます。是非、調整をお願いします。

農林水産部次長

合併浄化槽と農村集落排水と公共下水道と一本になった汚水処理の普及率の資料があります。

伊藤委員

今後、是非、横の連携をとっていただきたいと思います。

また、中央卸売事業の耐震事業について、市場を止めないで工事を行うために、実際の施工が平成19年から平成22年と長期間で計画されていますが、なぜこんなに遅くなってしまうのか。災害など一旦何か起これば非常に重要な施設となるので、できる限り早く耐震事業を行わなければ意味がないと思います。どの程度の事業なのかはわかりませんが、優先順位が重要だと思います。これではすごく時間がかかっていると思うのですが、いかがですか。

農林水産部長

市の公の施設における重要度の問題で、市がお金をかける優先順位として決めた順番があります。また、全国の中央卸売市場の再編計画に基づいて、公共性の高い施設ですので、国の資金を投入して改修する計画があります。それらの資金の配分のなかからこの時期が導き出されております。この二つの側面から時期を設定いたしました。

伊藤委員

耐震については、分析によってどの程度の緊急度合かということにもよるとは思います。もし緊急度合が高いのであれば、国の資金というよりも、市として、いざという時に重要な施設と考えれば、最優先に資金を回してもらうことも必要ではないでしょうか。

有高委員

と畜場と市場で取扱高が年々減ってきています。事業として見ると、剰余金も発生していますが、市場経由率の低下などによって取扱高が減っているという説明がありましたので、この原因をどのように考えられているのですか。市場を通らないから取り扱いが減っているわけですが、市場を通らない理由、それに対する対策があれば聞かせてください。

農林水産部長

大手スーパーなどで、産地と消費者を結び、直結する取引をする小売店が多くなってきているのが主な要因だと思います。ただ、産地直送のなかでも特に今後取り組まなければいけないのが、農業水産の部門と共通の課題として、いわゆる「地産地消」があります。つまり、この地域の産物でありながら、この地域の市場を通さずに、収穫力の高い中央の市場に出向いている品物もあり、この地域の品物をタイムリーに短時間で消費者に届けられるよう、市場の経由率を高める努力をしていかなければいけないと



考えております。

有高委員

産地直送だから市場を通らないというのはわかりますが、なぜ市場を通らないのかということについてお聞きしたいと思います。つまり、それをコストと捉えているのか、という話です。

農林水産部長

私たちが直接把握できる話ではないのですが、業者サイドにとっては、市場を通す卸売の手数料を要しない流通に魅力があるということではないかと考えます。また、産地と直接取引することによって、産物を直接コントロールできるという魅力もあるのではないかと考えられます。

有高委員

そういう観点でいうと、コストは市場を通らないほうが安いと思います。そうすると、対応策が出てこないと思うのですが、いかがですか。

農林水産部長

そこで見せどころなのが、卸売業者の品物に対する知識や情報であり、地域の小売店や仲卸の方々に、より良く、リーズナブルな品物を提供できるような集荷をして、卸売りをする能力を高めていただき、大手スーパーなど市場を通さない方々以上の能力を持って品物を集め、情報を提供できるというのが市場に求められてくるのではないかと考えられます。また、市場を経由する品物は、品質管理という面において、保健所の衛生検査機能とも連携して安全管理に当たっています。

会長

と畜場市場事業、中央卸売市場にしても減少傾向にあり、市場を通さなければ手数料が不要で、高く売れることもあるということから、市場事業を官がやる時代ではなくなってきたのではないのでしょうか。スーパーなどで産地直売が出てきたために取扱高が減ったという説明がありました。これから益々、産地直売などが出てくるので、将来的にも減少傾向にあると思います。それを上回る卸売の施策を取らなければいけないという話でしたが、市場のメカニズムのなかで、それを上回るような施策はとて取れないと思います。それなら民営化をしたほうがいいと思います。と畜市場や卸売市場にしても流通がこれだけ変化しており、まさに流通の競争です。農家や漁業のコストが一定だとすれば、流通のコストをどうするかということになります。と畜市場も中央卸売市場も減少傾向、あるいは産地

直売が盛んになってきたなかでは、5年、10年計画は民営化を考えた施策をとるべきではないかと思います。将来的に指定管理者制度ということがありますが、早く民営化したほうが、コストが安く、市の手間も省けて、主婦が喜ぶとなれば、そのほうが私は良いと思います。

また、農業集落排水事業の今後の財政シミュレーションはあるのかどうか。公債費の償還のピークや、5年以内に料金が統一される段階で、事業の安定をどう見込んでいるのかという問題があると思います。

さらに、農業委員会の委員が多いという話をよく聞きます。合併によって委員数がどう変化したのが、報酬が適切なのか、農林水産部として考えておく必要があると思います。今すぐ、答えを求めようとは思いませんが、データに基づいて、農林水産部としてどんなビジョンを考えるのかということをお願いします。農地法の関係で、遊休農地が多くなってきていると思いますが、農業を取り巻く環境にも変化が出てきていると思います。昔の農業委員の問題と、今の農業委員の問題では、かなり変化しているというなかで、思い切ったりストラをやっていかなければならないと思います。合併前と合併後、これからどうするかということをお示していただきたいと思います。

#### 農林水産部長

卸売市場の民営化について、指定管理者ではなく、民営化を進めたらどうかというお話がありました。何も法律のせいにはばかりするわけではございませんが、基本的に中央卸売市場の開設者は、都道府県、一定規模以上の都市など公設の義務付けがあり、公設の市場を継続せざるを得ないと考えております。そのなかで、最大限の努力で、指定管理者制度の導入に向けて努力したいと思っております。部分的な業務委託は行っていますので、建物の維持管理など、できる限りの民営化を進めていきたいと考えております。

#### 辻委員

三点お伺いします。現時点で農家数が15,000戸、うち販売農家が10,000戸。このうち販売金額で500万円～1,000万円の販売農家がいくつあるのか。今後の販売農家についてどのようなイメージを持っているのか。

二点目として、農業集落排水は平成19年に旧天竜市が完了すると、基本的に維持、管理になるという認識で間違いないでしょうか。

最後に、政令指定都市に移行したときに、都道府県事業で市に移譲され

るものや、かさ上げされていた補助率が引き下がるものがあるのかどうか、以上三点をお聞きします。

#### 農業水産部長

一点目については後程資料を提出したいと思いますが、基本的には今回の合併で農業部門が増強しました。経営能力のある農業者を多く含む地域と合併しましたので、静岡県内では認定農業者、いわゆる農業の主力を担う方の数は増えますし、今後も増加させていきたいと思っております。農業集落排水はご指摘の通りでございます。

政令指定都市に移行して、都道府県事業が市町村に降りてくるかということに関しては、農業と林業は、政令指定都市の考え方でいう都市的な政策に該当しないため、県から市に降りてくる事務はわずかではないかと思っております。問題なのは、県単独事業のうち、政令指定都市になり実力がついたのだから、この程度は政令指定都市として行うべきという領域が、今後どのように現れてくるのかということではないかと考えております。

#### 井ノ口委員

新聞に載っていましたが、静岡県が森林保護のための県民税を課していきたいという話がありました。また、浜松市では水源保護基金を作りたいということで、この二つは所管が違いますが、両方を組み合わせようまくってほしいという希望があります。新しい施策のなかで十分検討していただければと思います。

#### 会長

農林水産部としては、まだフラワー・フルーツパーク公社の問題もあります。その他に担当している事務も含めて、今後どうしていくかという問題がありますので、同じような考え方でビジョンを作っていただきたいと思っております。

#### 秋山委員

市場のメカニズムについて、公設市場のルールがあるとのことでしたが、もともと市場は、歴史的に見て自然発生的に生まれてきたものではないかと思っております。そのなかで国内の、例えば築地市場なども全て公設で運営されているのでしょうか。

#### 農林水産部長

中央卸売市場については公設です。

秋山委員

食品のなかで、公設市場を通らなくてもいいものはどういうものなのでしょう。つまり、なぜ市場を通るのかということです。

農林水産部長

必ずしも市場を通らなければならないというルールはございません。したがって、市場外流通の問題が起こっているということです。

秋山委員

そういう意味で、流通のためのサービス機構を公設で運営していると理解すると、その公設の市場は、今、単年度で見たときに黒字なのでしょうか。

農林水産部長

中央卸売市場の青果水産物については単年度で見れば黒字です。と畜場と併設の市場については繰入を行っている状況ですので、赤字です。

秋山委員

これは民間だと成り立たないわけで、赤字を削減するような抜本的な改造は何か考えられているのでしょうか。あるいは、市場は市民が安心して食材を得る流通の場所として必要だから赤字でも構わないのでしょうか。

農林水産部長

赤字でも構わないということではありません。市場の機能としては公正な価格の形成や、市場外の流通は当然ありますが、市場外の流通の参考になる意味でも公正な価格の形成という重要な機能があります。また、食肉についても安全で衛生的な肉を適正に市民に提供するため、ある程度の施設整備のための費用を公費で負担して、価格に上乗せすることを少なくしようということで、一定の繰入をする考え方をとっています。

秋山委員

地域サービスの面でお金を投入しながら運営していくサービスの一つと考えれば良いのかもしれませんが、もう少し抜本的な行財政改革ができればと思います。本来は、審議会からアイデアが出せばよいのですが、メカニズム的に難しく、民間の企業経営の立場から良い提案ができないので、是非がんばっていただきたいと思います。

ちなみに、オートレースについては赤字で、かつ公共性や市民サービスという面はないようなイメージで廃止の方向に向かっています。しかし、他の公共事業体では、カジノを作りたいということで、いろいろなことを

やっているようですが、カジノは認可されない。そこで、オートレースをカジノの一部として考えれば、非常に大事なもので、経営さえうまくやれば、ラスベガスだって繁栄しているわけですから、廃止しなくてもいいのではないか。

つまり、廃止しなくてもいいもので民営化すべきものと、廃止してはいけないもので民営化もできないが、経営改善をすべきものを整理して、うまく運営していただけるよう、市の方々の努力をいただければありがたいと思います。

会長

本日予定した議題はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、第3回浜松市行財政改革推進審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

### 3 閉 会

事務局

長時間ありがとうございました。次回の第4回審議会は、10月8日（土）、午前9時15分から本日と同様に、こちらの浜松商工会議所1階、マイカホールで開催いたします。

議題は、本日に続きまして「特別会計について」でございます。

また、今回と同様に公開で開催いたしますので、みなさまにはお時間のつく限り、傍聴をよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第3回浜松市行財政改革推進審議会を終了いたします。ありがとうございました。

会議録署名人